

国土交通省の政策評価に向けた取り組みについて

(前)国土交通省政策統括官付政策評価官付専門調査官

いとう なつお
伊藤 夏生

1

政策評価制度の確立に向けた取り組み

政策評価は、これまでも公共事業や研究開発、政府開発援助等の分野において実施されてきましたが、これを、政府の政策全般を対象としようとする取り組みがなされています。

平成9年12月にだされた「行政改革会議最終報告」では、政策評価について、次のように述べられています。

- ①従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。
- ②しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。

この報告を踏まえ、平成10年6月の「中央省庁等改革基本法」の第4条「中央省庁等改革の基本方針」第6号では、「国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢

の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること」

と明記されました。また、同法第29条第1号では、「府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること」として、各府省における政策評価機能の確立が位置付けられました。

平成11年4月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」では、各府省は政策評価の実施要領等を策定するとされており、また総務省はその標準的ガイドラインを策定するとされていますが、本年1月15日には、総務省を中心に「政策評価に関する標準的ガイドライン」がとりまとめられました。

さらに、この政策評価制度の実効性を高め、国民の信頼を一層向上させるため、法制化の検討が進められてきましたが、本年6月22日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が成立しました。来年4月1日から施行されます。

2

国土交通省における政策評価の推進

(1) 政策評価担当組織の設置

国土交通省は、公共事業の太宗を所管し、ま

た、国民生活に密着した幅広い政策を行うことから、的確な政策評価の実施を通して、常に国民に対してその政策の目標と成果を客観的に説明するとともに、政策の見直し、改善を行っていくことが重要です。このため、国土交通省発足の際に、大臣直轄の政策統括官（局長級）を中心とする政策評価担当組織を新しく設けました。

（2）国土交通省政策評価実施要領の策定

また、統合前の4省庁が共同して、平成12年6月から「国土交通省における政策評価のあり方に関する懇談会」（座長：金本東京大学教授）を開催し、国土交通省の政策評価について検討を行ってきましたが、統合後の本年1月30日に「国土交通省における政策評価の実施要領（以下、実施要領）」を決定しました。

統合前の4省庁においても、これまでも公共事業、研究開発の分野等において政策評価を行ってきましたが、実施要領では、この取り組みを、国土交通の政策全般に幅広く広げ、制度として体系化しています。実施要領の特徴は、次のとおりです。

○公共事業も含めた政策全般について、総合的な評価を行います。

- ・個別の公共事業の評価については、一層の充実を図りつつ引き続き実施。
- ・個別の公共事業のみではなく、予算、規制、税制、財政投融资、法令等、幅広い施策を対象に、新規施策、実施中の施策も含め、「事前評価」「業績測定」「プログラム評価」等、各種手法を総合的に活用して、国民の視点、すなわち実効性があるかどうかという見地から評価する。
- ・相互に関連する施策等を総合的に評価することで、新たな施策の連携・融合につなげ、国土交通省としての統合のメリットを最大限に活かす。

○政策の目的、目標を国民に分かりやすく示します。

- ・「何のために、何を、いつまでに、どの程度実施するか」を明示することで、成果（アウトカ

ム）を重視した、真に必要な施策等の企画立案が可能となる。

- ・施策等が所期の成果を上げているかどうかをチェックし、国民に説明することで、「スピーディで質の高い行政サービス」の提供を一層推進する。

また、評価の手法は、次のようなものです。

- ・事前評価：新規施策について、必要性、有効性、効率性を厳しくチェックし、21世紀型の真に必要な施策の企画立案を目指します。
- ・業績測定：予算投入量（インプット）や仕事量（アウトプット）だけではなく、これからは成果（アウトカム）でも仕事を評価することが必要です。目指す目標を具体的な指標で明示し、その達成度を測ります。
- ・プログラム評価：既存施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、総合的で掘り下げた分析・評価を実施します。これを基に、政策の見直し、改善につなげます。

これらの手法を総合的、有機的に関連させることで、「国土交通省における政策の企画立案→実施→評価→政策の改善」という政策のマネジメント・サイクルの確立を目指しています。

（3）運営方針の策定および各手法を用いた評価の取り組み

5月17日には、平成13年度における政策評価の実施計画等を定める「国土交通省平成13年度政策評価運営方針（以下、運営方針）」を策定しました。この運営方針を機に、実施要領で定めた「事前評価」「業績測定」「プログラム評価」の各手法について、「政策アセスメント」「政策チェックアップ」「政策レビュー」という言葉を用いて、21世紀型国土交通行政への改革を目指した新しいツールであるとの姿勢を示しています。運営方針の策定とともに、これらの各手法について評価の取り組みを進めています。

- ・政策アセスメント

今回の運営方針では、その様式とスケジュールを定めました。現在、各政策所管部局において、来年度の新規施策等の検討が行われていますが、

この様式に基づいて、その必要性等の検討がなされます。

・政策チェックアップ

運営方針の決定と合わせて、27のアウトカム目標とそれを測定するための111の業績指標を、「素案」としてとりまとめ、公表しました。6月末までパブリックコメントを行い国民のご意見を募集したところであり、いただいたご意見等を踏まえ、8月末までに、政策目標及び目標値を示した業績指標を、決定・公表する予定です。なお、業績指標（素案）の例は、表－1のとおりです。

・政策レビュー

今回の運営方針では、平成13年度から17年度まで、計画的に実施する29のテーマを定めています。これらのテーマは、国土交通省の政策課題として重要なもの、国民からの評価に対するニーズが高いもの等の観点から選定しています。このうち、平成13年度から実施するものは、表－2のとおりです。

政策評価では、「何のために」それを実施するか、常に念頭におく必要があります。政策評価制度にしても、「手続き重視」ではなく、「成果重視」であることが基本です。国土交通省では、最終的な評価者は国民であることを意識し、国民のために政策を改善・見直すことにつながるような、実効性ある政策評価制度の確立に向けて、努力していきたいと考えています。

表－1 業績指標の例

- ①成果（アウトカム）に着目したもの
 - ・都心部への通勤時間
 - ・国際空港・国際港湾から自動車専用道路等への連絡率
 - ・環境自動車の割合 等
- ②どれだけのサービス等を提供したか（アウトプット）に着目したもの
 - ・歩いていける範囲の都市公園整備率
 - ・新たな砂浜の創出面積 等
- ③現場での業績改善に向けた動機付けとなり得るもの
 - ・台風中心位置予報の精度 等

表－2 政策レビューの実施テーマ

- ・ダム事業－地域に与える様々な効果と影響の検証－
- ・都市圏の交通渋滞対策－都市再生のための道路整備－
- ・都市居住の推進－良好な居住環境の形成－
- ・空港整備－国内航空ネットワークの充実－
- ・国際ハブ港湾のあり方－グローバル化時代へ向けて－
- ・総合保養地域の整備－リゾート法の今日的考察－
- ・環境自動車の開発・普及－自動車税のグリーン化等による取り組み－
- ・道路交通の安全施策－幹線道路の事故多発地点対策及び自動車の安全対策等－
- ・貨物自動車運送のあり方－いわゆる物流二法施行後の事業のあり方の検証－
- ・内航海運のあり方－新時代に対応した内航海運政策－
- ・河川環境改善のための水利調整－取水による水無川の改善－

※平成13年度の1年間、または平成13～14年度の2年間で実施するもの

